

12月定例会議のあらまし

12月定例会議は、令和3年12月13日から17日までの5日間開催しました。

町から、条例改正や各種会計補正予算などが提案され、全て原案可決。

議員提出の意見書2件を可決し、一般質問では5人の議員が町長に考え方を問い合わせました。

12月 定例会議 12/13~17

国の子育て世帯への臨時特別給付金の一括給付を決定

◆下川町新規就農者等に関する条例の一部を改正する条例（委員会付託）
 下川町農業の担い手を確保し、新規就農者の早期定着並びに経営の安定化を目的に条例の一部を改正するものです。この議案は、総務産業常任委員会（以下、委員会という）に付託し審議を行いました。

委員会の委員長報告では、「新規就農者が経営基盤を強化した際のメリットが出るような施策を考慮すること」と意見が付されました。これらを踏まえ、本会議の採決では全員賛成により原案可決しました。

◆下川町地域間交流施設の設置及び管理に関する条例（委員会付託）
 下川町の恵まれた自然環境を背景に、各種体験活動の場を提供し、都市住民とともに、地域の活性化を図ることを目的に地域間交流施設を設置されました。今回の改正是、設置の目的を

下川町地域間交流施設の設置及び管理に関する条例の内容							
改正前			改正後				
別表(第7条関係)							
区分	使用料(1棟当たり)		区分	使用料(1棟当たり)			
	4時間以内	4時間を超える1時間につき		4時間以内	4時間を超える1時間につき		
交流棟A	1,234円	308円	5日まで	1日 7,200円	500円	5日まで	1日 9,300円
			10日まで	1日 6,480円		10日まで	1日 8,600円
			15日まで	1日 5,965円		15日まで	1日 8,100円
			16日以上	90,514円		16日以上	119,900円
			1ヶ月まで			1ヶ月まで	
交流棟B	1,029円	257円	5日まで	1日 6,172円	450円	5日まで	1日 8,300円
			10日まで	1日 5,863円		10日まで	1日 8,000円
			15日まで	1日 5,400円		15日まで	1日 7,500円
			16日以上	82,286円		16日以上	112,300円
			1ヶ月まで			1ヶ月まで	

備考

- 4時間を超える使用時間に1時間未満の端数がある場合は、1時間として計算する。
- 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含める。
- 1日とは、翌日にまたがって使用する場合をいう。
- 冬期間(11月から4月まで)について、暖房料等として、1回の使用につき(1日を超えて使用する場合は1日につき)308円を使用料に加算する。
- その他、必要な実費を徴収する。
- 上記金額には、消費税及び地方消費税が含まれているものである。

- 4時間を超える使用時間に1時間未満の端数がある場合は、1時間として計算する。
- 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含める。
- 1日とは、翌日にまたがって使用する場合をいう。
- 2人以上の使用は、2人目から1日当たり1人につき2,000円以内の額を使用料に加算する。ただし、12歳未満の者の加算額は、2分の1以内の額とする。
- 上記金額には、消費税及び地方消費税が含まれているものである。

※令和4年4月1日施行

達成するため、コロナ終息後の需要を見据えた適切な利用料金を設定し、利用者へのサービス向上を図るも

令和3年下川町議会定例会 12月定例会議



地域間交流施設「森のなかヨックル」



議案第26号で審議した建設中の元町役場



議案第25号で審議した林業総合センター